

財団法人埼玉県芸術文化振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人埼玉県芸術文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号に置き、従たる事務所を同県さいたま市浦和区高砂3丁目1番4号及び同県熊谷市末広3丁目9番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、県民が優れた舞台芸術等の芸術・文化に身近に接する機会を提供し、及び県民の芸術・文化活動を支援すること等により、文化の一層の振興を図り、もって真に豊かさゆとりを実感できる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 優れた舞台芸術等の鑑賞機会の提供に関する事業
- (2) 舞台芸術作品の企画、制作及び提供に関する事業
- (3) 県民の多様な芸術・文化活動に対する支援に関する事業
- (4) 芸術・文化に係る講演会、展示会等の開催に関する事業
- (5) 県内の公立文化施設が行う芸術・文化事業の調査、研究及び支援に関する事業
- (6) 埼玉県が設置した公の施設の管理運営に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から3月以内に理事会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合において、理事会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(事業計画、事業報告等の送付)

第13条 第11条第1項又は第4項の規定により承認を得た事業計画又は予算並びに前条の規定により承認を得た事業報告、決算及び財産目録は、それぞれ速やかに評議員に送付しなければならない。

(特別会計)

第14条 この法人は、第4条各号に掲げる事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けて、当該事業に係る収支を区分して経理することができる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 常勤理事 1人
- (5) 理事（理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事を含む。）
8人以上15人以内
- (6) 監事 2人

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐して重要な日常の業務を処理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び専務理事がともに事故あるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事がともに欠けたときはその職務を行う。

4 常勤理事は、理事長の定めるところにより、業務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるときは、理事会においてその構成員の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第19条 役員には報酬を与えることができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(評議員)

第20条 この法人に10人以上20人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、前3条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第22条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて事業の計画その他必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において次の事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 基本財産の処分に関すること。

(2) 寄附行為の変更に関すること。

(3) 解散及び残余財産の処分に関すること。

(会議の開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 評議員の4分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第26条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求があった日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求があった日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、あらかじめ当該会議の構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第28条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第29条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第30条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する財産は、理事会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第6章 雑 則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 (平成5年7月1日埼玉県知事許可)

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず、別紙1の役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の評議員は、第20条第2項の規定にかかわらず、別紙2の評議員名簿のとおりとし、その任期は、第20条第4項において準用する第17条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則 (平成6年4月1日埼玉県知事認可)

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日埼玉県知事認可)

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日埼玉県知事認可)

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日埼玉県知事認可)

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年4月25日埼玉県知事認可)

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年4月26日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年4月1日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年4月1日埼玉県知事認可）

この寄附行為の変更は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。